

人権・同和教育に関する講座や研修会のアンケートの中に「さまざまな人権問題もいるが、同和教育について学習する機会を増やしてほしい」と希望する参加者の方が多数います。理由は、年齢層によりさまざまですが「差別に出会ったときに、正しく行動できるようにするため」「偏見や思い込みをなくしたい」「などと書かれていることが多いです。

「同和教育」とは、被差別地区と呼ばれる地域の生まれであることや、そこに住んでいるというだけで、差別をされるという重大な人権問題があります。部落差別の起りには諸説ありますが、江戸時代に支配者が民衆を支配する手段として、身分や住む場所を固定していったことに由来する説が現在有力です。

このように、封建時代につくられた過去の身分差別であるにもかかわらず、今なお、偏見や差別を受けるなどの問題があります。なぜでしょう。それは、私たちや地域社会が「差別を容認」してきたからではないでしょうか。

また、依然として「寝た子を起こすな」論があります。そつとしておいて差別がなくなるかどうかは、歴史的事実から考察することができません。明治4（1871）年太政官布告（解放令）から、大正11（1922）年全国水平社創立までの51年間、「そつとしておいた」が差別はなくなりませんでした。差別はなくなりませんとして、立ち上がったのが水平社運動です。

さらに、正確な知識や情報を得なければ偏見が生まれ、差別を助長することになりかねません。寝た子を起こし、正しく教えることが差別解消につながります。差別は、決して自然に解消するものではないのです。

同和教育をはじめ、さまざまな人権問題を解決していくためには、正しいことを学び、差別に気づき、差別する心をなくしていかなければなりません。

差別は、人がつくり出したものです。私たちの手によって差別は解消することができます。差別を許さない「地域社会にしようではありませんか。

### 全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間における電話相談

夫やパートナーからの暴力、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、性犯罪等の女性に対する暴力、ストーカー行為、女性差別、離婚問題等の家庭内問題など、女性の人権に関するあらゆる相談に電話で応じます。（予約不要、無料、秘密厳守）

- 期 間 11月16日(月)～22日(日)
- 時 間 月～金曜日：8時30分～19時  
土・日曜日：10時～17時
- 電話番号 0570-070-810（IP電話は一部不可）
- 相談担当 人権擁護委員、法務局職員
- 問合せ 松山地方法務局 TEL089-932-0888

### 11月12日(木)～25日(水) 女性に対する暴力をなくす運動期間

女性に対する暴力の一つ「配偶者からの暴力」は犯罪となる行為も含む、重大な人権侵害です。早めにご相談ください。秘密は厳守します。

- 相談機関
- 愛媛県福祉総合支援センター（月～金曜日）  
TEL089-927-3490
- 愛媛県男女共同参画センター（火～日曜日）  
TEL089-926-1644
- 愛媛県警察本部  
TEL089-931-9110
- 市庁舎本館1階 子育て支援課（月～金曜日）  
TEL0897-52-1373

### ありがとうございました

次の方々からまごころ銀行にご厚志をいただきました。心からお礼申し上げます。（順不同 敬称略）

- 問合せ 社会福祉協議会 TEL0898-64-2600
- 個人
- 故 北須賀佳雅（三津屋南）
- 大西洋子（三津屋東）
- 山本康文（喜多台）
- 各種団体
- 紅葉ASC第11回歌謡祭
- 松田歌謡教室

### 図書が寄贈されました

9月14日、西条図書館の図書充実のためにパナソニックヘルスケア労働組合西条支部から、松下幸之助が書き著した書籍をはじめとする図書が寄贈されました。

